平成22年(国)第695号

平成23年6月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、 請求人に対してした後記第2の2の原処分 は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支 給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、再審査請求書の初診日を記入する欄に「昭和〇年〇月頃」と記載して、網膜色素変性症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣(注:障害基礎年金の給付を受ける権利は、平成22年1月1日から厚生労働大臣が裁定)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回ご請求の傷病名(網膜色素変性症)については、現在提出されている書類で当該請求にかかる傷病の初診日が不明であり、支給要件の可否が判断できないため。」という理由により、障害基礎年金の裁定請求を却下する処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、○○ 厚生局社会保険審査官(以下「審査官」 という。)に対する審査請求を経て、当 審査会に対し再審査請求をした。その理 由は、障害基礎年金請求却下理由である 「傷病の初診日が不明」について不服が ある、ということである。

第3 問題点

1 事後重症による裁定請求により障害基 礎年金が支給されるためには、その障害 の原因となった傷病(その障害の直接の 原因となった傷病が他の傷病に起因する 場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者(以下、これを「被保険者資格要件」という。)であり、かつ、国民年金の保険料納付等について所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たした上で、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が国民年金法(以下「法」という。)施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度の障害の状態に該当すること(以下「障害程度要件」という。)が必要とされている。

3 上記保険料納付要件については、次の ようになっている。

すなわち、初診日において請求人が 20歳未満である場合は別にして、初診 日が昭和61年4月1日以降にある場合 には、その前日において、当該初診日の 属する月の前々月(初診日が平成3年5 月1日前にある場合、当該初診日の属す る月前における直近の基準月(1月、4 月、7月及び10月をいう。以下同じ。) の前月)までに国民年金の被保険者期間 があり、かつ、当該被保険者期間に係る 保険料納付済期間と保険料免除期間とを 合算した期間が当該被保険者期間の3分 の2以上であるか、又は当該初診日の属 する月の前々月(初診日が平成3年5月 1日前にある場合、当該初診日の属する 月前における直近の基準月の前月)まで の1年間(当該初診日において被保険者 でなかった者については、当該初診日の 属する月の前々月以前における直近の被 保険者期間に係る月までの1年間)が保 険料納付済期間又は保険料免除期間で満 たされていることが必要となる(法第 30条第1項、第30条の2第1項及び 第2項並びに国民年金法等の一部を改正 する法律(昭和60年法律第34号。) 附則第20条第1項及び第21条)。

2 本件の場合、保険者が、当該請求にか かる傷病の初診日が不明であり、支給要 件の可否が判断できないとする原処分に 対し、請求人は、当該傷病に係る初診日 (以下「本件初診日」という。) は昭和〇年〇月頃であると主張しているので、本 件の問題点は、まず、本件初診日がいつ かであり、本件初診日において、所定の 被保険者資格要件及び保険料納付要件を 満たしているかどうかである。そして、 これら2要件を満たしている場合、次に、 障害程度要件を満たしていると認められ るかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。
 - (1) 初診日に関する証明資料は、国民 年金法が、発病又は受傷の日ではなく、 初診日を障害年金の受給権発生の基準 となる日と定めている趣旨からいっ て、直接それに関与した医師又は医療 機関が作成したもの、又はこれに準ず るような証明力の高い資料(以下、これらの諸要件を満たすと認められる 資料を、便宜、「初診日認定適格資料」 という。) でなければならないと解す るのが相当である。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁から発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も給付の認定基準に依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)の「第1 一般的事項」には、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」とされている。

(2) 提出されている資料から、本件に関する初診日認定適格資料であると認められるものは、① a病院(以下「a病院」という。)・A医師作成の診断書(平成〇年〇月〇日付)(以下「本件診断書」という。)及び② 〇〇が平成〇年〇月〇日付で交付した請求人に係る身体障害者手帳であり、これら

の他には存しないところ、①は、傷病 名を「網膜色素変性症」、傷病の発生 年月日「昭和〇年〇月頃 本人の申立 て! 及び初めて医師の診療を受けた日 「昭和〇年〇月頃 本人の申立て」と 記載されている。そして、診断書作成 医療機関における初診時所見欄は、初 診年月日「昭和〇年〇月〇日」とされ ていることから、当該医療機関の初診 日は「昭和○年○月○日」であると認 めることができる。②は、障害名「視 覚障害 1級 (右)視力○. ○ (左) 視力○. ○ 3級(右) 両眼視野○度 以内・損失率〇%以上 (左) 両眼視 野○度以内・損失率○%以上 2級 | と記載されているだけであり、本資料 によって本件初診日を認定することは できない。

(3) 上記の初診日認定適格資料によれ ば、本件初診日は、請求人が、当該傷 病のためにa病院を受診した「昭和〇 年○月○日」と認めるのが相当である。 障害基礎年金の裁定請求における 初診日の認定は、基本的には、初診日 認定適格資料の有無とそれによる初診 日認定の相当性の問題であり、裁定請 求者の主張の趣旨や内容にもよるが、 その主張する時期に必ずしも拘束され るものではない場合もあり、その場合 には、主張されている時期だけを検討 の対象とすれば済むというわけではな く、初診日認定適格資料の有無や証明 力等を検討した上で、初診日について の適切な認定判断をすべきものと考え られる。しかるところ、本件では、請 求人は、その記憶のみに基づいて、一 応昭和○年ころを初診日としているも のの、審理期日における陳述等からは、 これに拘泥しているわけではなく、む しろ上記①の診断書から明らかな昭和 ○年○月を初診日として主張したい意 思もあることが認められ、そしてそれ は、当該傷病にもかかわらず、○歳で 婚姻し○歳で離婚したものの、更にそ の後再婚という経緯の中で日常生活を 送ってきたことや、昭和○年○月まで は請求人自らが厚生年金保険の被保険 者資格を有していたという生活歴が本 件記録から認められることに照らし て、請求人としては、あらためて当該 傷病により診療を受ける必要性を感じ てa病院で初めて診療を受けた昭和〇 年○月が初診日にふさわしいのではな いかとの考えによるものとして肯ける というべきであり、本件記録からは、 請求人に、資料を殊更に秘匿するなど して初診日の認定を妨げ、あるいは誘 導しようというような意図は全くうか がえないことからも、本件における初 診日認定適格資料に基づいて上記のと おり初診日を認定するのが相当と判断 したものである。

2 本件初診日を昭和○年○月○日と認定 した上で、請求人に係る被保険者資格要 件及び保険料納付要件を検討すると、次 のとおりである。

請求人にかかる国年資格記録Ⅰ及び Ⅱ(共通)によれば、請求人は、本件初 診日において、国民年金の被保険者であ り、当該初診日の前日において、当該初 診日の属する月前における直近の基準月 の前月までに国民年金の被保険者期間が あり、被保険者資格要件を満たしている。 また、前記第3の2に記した所定の保険 料納付要件を満たしていることが明らか である。

3 次に、障害程度要件について検討する。 請求人は、当該傷病により視力障害と 認められ、これにより1級の障害基礎年 金が支給される障害の状態としては、国 年令別表に「両眼の視力の和が0.04 以下のもの」(1級1号)が定められている。そして認定基準第3第1章第1の については、限科的に最も適正な常用 し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた矯正視力を測定し、これにより認定するとされ、また、両眼のは 力は、両眼視によって累加された視力ではなく、それぞれの視力を別々に測定し た数値であり、両眼の視力の和とはそれぞれの測定値を合算したものをいうとされているところ、本件診断書によれば、本件初診時には「両眼に網膜色素変性症を認めた。」とされ、平成〇年〇月〇日現症時の矯正視力は、右〇.〇、左手動弁であるので、本件障害の状態は、国年令別表に定める1級の程度である「両眼の視力の和が0.04以下のもの」(1級1号)に該当する。

4 そうすると、原処分は妥当ではなく、 取り消されなければならない。 以上の理由によって、主文のとおり裁決す

る。